管理番号　No.

重要事項説明書

(訪問介護)

(第一号訪問介護)

利用者：　　様

事業者：　株式会社 くろーばー

訪問介護重要事項説明書

〔令和　8年　6月　1日現在〕

1　当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

ヘルパーステーションくろーばー　　TEL　０１５５－３１－９６０８

管理責任者　柴波　功一　／重要事項説明者　柴波　功一

※　ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2　ヘルパーステーションくろーばーの概要

（1）　事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ヘルパーステーションくろーばー
所在地	〒080-0136 河東郡音更町宝来東町南２丁目１１番地１１
介護保険指定番号	訪問介護、第一号訪問介護 （指定事業者番号　０１７４７０１４６６）
サービスを提供する地域	音更町、帯広市、幕別町、芽室町

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）　営業時間

月 ～ 金	８：３０ ～ １７：３０

（3）　職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	１名	名	１名
サービス提供責任者	介護福祉士	１名	名	１名
サービス従業者	介護福祉士・介護職員初任者研修 他	１名	６名	７名

（4）　サービス提供の時間帯

	早朝 6：00～8：00	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～22：00	深夜 22：00～6：00
平　日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○

※　時間帯により料金が異なります。

3　サービス内容

（1）　身体介護

①入浴介助　②洗髪　③清拭　④手浴足浴　⑤食事介助　⑥服薬介助　⑦体位交換
⑧排泄介助　⑨おむつ交換　⑩起床就寝介助　⑪軟膏塗布　⑫通院介助　⑬買い物同行
⑭その他

（2）　生活援助

①買い物　②調理　③日常の掃除　④洗濯　⑤補修（ボタン付け・ほつれの補修）
⑥整理整頓　⑦アイロンかけ　⑧ベッドメイク　⑨布団干し　⑩シーツ交換
⑪薬の受け取り　⑫その他

（3） 第一号訪問介護（要支援の方のみ）
自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」を行います。

（4） 介護保険外サービス
①大掃除 ②窓拭き ③花や植木の水やり ④換気扇の掃除 ⑤部屋の模様替え
⑥家電製品の設置及び設定 ⑦家具の組立 ⑧ご自宅の敷地内の清掃 ⑨除雪
⑩草むしり ⑪カーテンの洗濯 ⑫介護保険適用外通院介助 ⑬その他

（5） その他サービス ① 介護相談 等

4 利用料金

①訪問介護（要介護１～５の方）の場合

身体介護	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満	90 分以上 120 分未満
	1,790 円	2,680 円	4,260 円	6,240 円	7,140 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	45 分以上			
	1,970 円	2,420 円			
身体介護に引き続き生活援助を行う場合。 （上記、身体介護料金に加算されます。）			20 分以上 45 分未満	45 分以上 70 分未満	70 分以上
			720 円 （又は 710 円）	1,430 円	2,150 円 （又は 2,140 円）

②第一号訪問介護（要支援１・２の方）の場合

区分	程度	金額
訪問型サービスⅠ	要支援１・２の方で週１回程度の訪問が必要な場合	1ヶ月（定額） 11,760円
訪問型サービスⅡ	要支援１・２の方で週２回程度の訪問が必要な場合	1ヶ月（定額） 23,490円
訪問型サービスⅢ	要支援２の方で週２回を超える程度の訪問が必要な場合	1ヶ月（定額） 37,270円

※ 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。
※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた時間を基準とします。
※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。
※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200 単位の 2,000 円をいただきます。
※ 緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスは 100 単位の 1,000 円をいただきます。
※ サービス付き高齢者向け住宅における訪問介護サービスは、ご利用料金より 10%減算となります。尚、訪問介護事業所の所在する同一建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 を超えている場合は、ご利用料金より 12%減算となります。
※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として、ご利用料金合計額に 20.7%を加算した金額を、ご請求させていただきます。

※　介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の１割又は２割又は３割負担です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

③介護保険適用外料金

介護保険外サービス	30 分未満	30 分以上 60 分未満	60 分以上 90 分未満	90 分以上(30 分増すごとに)
	1,078 円	2,156 円	3,234 円	1,078 円
サービス提供時に必要な費用	水道・ガス 電気代	電話代	外出同行の公共交通機関交通費	買い物代行 等の交通費
	実費	実費	実費	33 円 / km

上記の介護保険適用外料金は、税込金額で表記しております。（消費税率 10%）

（1）　交通費

前記２の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は基本無料です。
サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

（2）　キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。（連絡先：ヘルパーステーションくろーばー　TEL 0155-31-9608）

①ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の 50%
③ご利用日の当日まで通知のなかった場合	介護保険にて定める料金の 100%

※ただし、利用者の病変、急な入院、施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料は頂きません。

（4）その他

①　料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月 10 日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
（お支払い方法は、口座引落、現金集金、銀行振込の３通りの中からご契約の際に選んでいただきます。口座引落・現金集金の際には領収書を発行いたします。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます）

②　まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。

③　サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。

④　お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。

⑤　誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
サービス担当者会議の開催後に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※　居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
- お客様が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- お客様が亡くなられた場合

④ その他
- 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- お客様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

（3）事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴など

運営の方針

① 訪問介護員などは、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を、心をこめていたします。

② ホームヘルプサービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供いたします。

③ お客様が不在などのため、サービス提供が出来ない場合は 30 分間現地にて待機いたします。
この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂きます。
また 30 分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。

④ ホームヘルパーが入浴介助をする場合には、医師の診断やご家族の立会いとお願いすることがありますので、事前に相談をさせていただきます。ご了承ください。

⑤下記の事情が生じた場合、担当のホームヘルパーを変更させていただく場合があります。
- ホームヘルパーが退職、疾病などでサービス提供ができない場合。
- サービス内容または訪問時間が変更になった場合。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏　名	
	連絡先	
その他	氏　名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

8 秘密保持

従業員は、行上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。また、従業員が退職した後、在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

9 サービス内容に関する苦情

（1） 当事業所お客様相談・苦情窓口

サービス提供責任者　　柴　波　昭　子　　電話番号　0155-31-9608
受付時間　午前8時30分から午後5時30分

（2） その他（当社以外に、市町村等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。）

音更町役場保健福祉部高齢者福祉課　電話番号　0155-32-4567
河東郡音更町新通8丁目5番地　FAX番号　0155-32-4576
受付時間　午前8時45分から午後5時30分

北海道国民健康保険団体連合会　電話番号　011-231-5175
札幌市中央区南2条西14丁目　FAX番号　011-233-2178
受付時間　午前9時から午後5時

十勝総合振興局保健環境部保健福祉室社会福祉課　電話番号　0155-27-8518
帯広市東3条南3丁目1　FAX番号　0155-27-2188
受付時間　午前9時から午後5時

帯広市保健福祉部介護保険課　電話番号　0155-24-4111
帯広市西5条南7丁目1番地　FAX番号　0155-23-0163
受付時間　午前9時から午後5時20分

芽室町保健福祉課介護保険係	電話番号　0155-62-9724
芽室町東2条2丁目14番地	FAX番号　0155-62-4599
受付時間	午前9時から午後5時

幕別町保健課介護保険係	電話番号　0155-54-3811
中川郡幕別町本町130番地	FAX　0155-54-3727
受付時間	午前9時から午後5時20分

事業所お客様相談窓口　柴　波　功　一	電話番号　0155-31-9608
音更町宝来東町南2丁目11番地11	FAX番号　0155-31-9606

利用者またはその家族からの相談苦情があった場合には、管理者または事業主が連絡をとり必要に応じ状況内容の確認・把握に努め、改善策問題点を整理し速やかにその対応を講ずる。受付は管理者または、その事業管理者のほか、その他の公的機関から受け、記録をします。改善策について利用者に対し事情を説明する。管理者は改善策を実施するとともに、従業員へ指導を徹底し再発防止に努める。また居宅介護支援事業所や包括支援センター、国民健康保険団体連合会に対し報告し助言を受ける。

10 会社の概要

社名	株式会社 くろーばー
資本金	3,000,000　円
設立年月日	平成23年　8月16日
認可年月日	平成23年10月17日
事業者番号	0174701466
所在地	河東郡音更町木野西通11丁目12番地14
代表者	代表取締役　柴 波　功 一
電話番号	0155-31-9608

11　事業内容

介護保険法に基づく訪問介護事業
介護保険法に基づく第一号訪問介護事業
介護保険法に基づく通所介護事業
介護保険法に基づく第一号通所介護事業
家事サービス業
サービス付き高齢者向け住宅設置経営及び管理業務

令和　　年　　月　　日

私は契約書および本書面により、事業者から居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

【利 用 者】

住　　所

氏　　名　　印

【代 理 人】

住　　所

氏　　名　　印

【事 業 者】

河東郡音更町木野西通１１丁目１２番地１４

株式会社くろーばー

代表取締役　柴波　功一　　印

【事 業 所】

河東郡音更町宝来東町南２丁目１１番地１１

ヘルパーステーションくろーばー

（指定事業者番号　０１７４７０１４６６）